

# 日本膜学会会則

(1978. 1. 1. 制定, 1989. 5. 27. 改正, 1993. 5. 13. 改正, 1994. 12. 10. 改正, 1996. 5. 17. 改正, 2001. 5. 18. 改正, 2003. 5. 9. 改正, 2006. 6. 9. 改正, 2007. 5. 11. 改正, 2011. 5. 13. 改正)

## 第1章 総 則

第1条 本会は日本膜学会 (The Membrane Society of Japan) という。

第2条 本会は本部を東京都文京区本郷5丁目26番5号702日本膜学会事務局に置く。

第3条 本会は必要に応じて支部を置くことができる。

## 第2章 目的および事業

第4条 本会は膜に関する広い分野での情報や知識を交換することにより、会員の連絡提携の場となり、この方面の研究を飛躍的に発展させることを目的とする。

第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 年会, 膜シンポジウムの開催
- (2) 研究会, 講習会, 見学会などの開催
- (3) 国際会議などの開催
- (4) 会報, 講演録の発行
- (5) 「膜」の発行
- (6) その他必要と認められる事業

## 第3章 会 員

第6条 会員は個人会員, 学生会員, 法人会員名誉会員および特別名誉会員とする。

法人会員は, 維持会員と特別維持会員とする。

第7条 個人会員は, 膜の研究に従事またはこれに関心をもつ個人とする。

第8条 日本膜学会の年会, シンポジウムのいずれかに参加した学生は学生会員とし, その当該年度に限り, 第32条の学生会員会費を免除する。

第9条 維持会員は, 本会の目的に賛同しその遂行に協力する法人とする。特別維持会員は, 本会の目的に賛同しその遂行を援助する法人とする。

第10条 名誉会員, 特別名誉会員は, 本会に顕著な寄与のあった個人とする。

第11条 会員は本会の行う諸事業に参加し本会の発行する印刷物の配布を受けることができる。

2. 学生会員は, 電子メールによる配布とする。
3. 会員は本会の運営に関し意見を申し出ることが

できる。

第12条 本会に入会しようとする個人, 公共団体または法人は, 会則第4条に掲げる目的ならびに別に定める倫理規定に賛同するものとする。

2. 本会に入会しようとする個人, 公共団体または法人は, 所定の入会申込書を提出して理事会の承認を得なければならない。

第13条 会員は第32条に定める会費を前納しなければならない。

2. 既納の会費は返却しない。

第14条 会員が退会しようとするときは, 未納の会費があればこれを納入のうえ, 所定の退会届を提出して理事会の承認を得なければならない。

第15条 2. 前項によって除籍されたものが滞納会費に相当する金額を納入したときは, 再び入会を許可することができる。

2. 前項によって除籍されたものが滞納会費に相当する金額を納入したときは, 再び入会を許可することができる。

第16条 会員が, 本会の名誉を傷つけ又は本会の目的に反するような行為があったと認められたときには, 総会においてこれを除籍することができる。

2. 前項の規定により会員の除籍を行う場合は, 当該会員にあらかじめ通知をするとともに, 理事会において当該会員に弁明の機会を与え, 総会において議決するものとする。

## 第4章 役 員

第17条 本会に次の役員を置く。

- |     |           |
|-----|-----------|
| 会長  | 1名        |
| 副会長 | 2名        |
| 理事  | 7名以上13名以内 |
| 監事  | 2名        |
| 評議員 | 30名以内     |
| 顧問  | 若干名       |

第18条 会長は会長選挙細則に定めるところにより会員のうちから選出する。

その他の役員は役員選任細則に定めるところにより選任し総会の承認を経て会長がこれを委嘱する。

第19条 役員任期は2年とし再任をさまたげない。但し会長は通算2期までとする。

第20条 会長は本会を代表し会務を総括する。

第21条 副会長は会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故があるときはその総務を代行する。

第22条 理事は会長および副会長を補佐して会務を掌理する。

2. 理事の中に庶務および会計担当の理事各2名を置く。

第23条 監事は本会の会計を監査する。

第24条 評議員は本会の運営上の重要事項について会長および理事会の諮問に答申する。

第25条 顧問は理事会に出席して意見を述べる事ができる。

## 第5章 会議、委員会

第26条 総会は定期総会および臨時総会とする。

2. 総会は会長が招集し、議長となる。

3. 総会は会員の10分の1をもって成立し、出席者の3分の2の賛同により議決する。

4. 定期総会は毎年1回会計年度の終了後すみやかに開催し、事業報告、会計報告、事業計画、予算案、役員人事などの審議を行う。

第27条 理事会は会長、副会長、理事および監事により構成され、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

2. 理事会は構成員の過半数をもって成立し、会務について審議し、出席者の3分の2の賛同により議決する。

第28条 評議員会は評議員により構成され、会長が招集する。議長はその都度互選により選出する。

2. 評議員会は評議員の過半数をもって成立し、会長および理事会から諮問された案件について審議し、出席者の3分の2の賛同により議決する。

3. 会長、副会長、理事および監事は、評議員会に出席して会務について報告し質疑に応じるものとする。

第29条 第5条に定める事業遂行のために、理事会の議を経て常設および臨時（時限）の委員会を置く

ことができる。

2. 常設委員会の委員長は理事会の議を経て、会長、副会長、理事の中から選任する。任期はその在任中とする。

3. 臨時（時限）委員会の委員長はその都度理事会の議を経て、会長、副会長、理事の中から選任する。任期はその在任中または委員会の存続中とする。

4. 委員は委員長が推薦し、理事会の議を経て会長が委嘱する。

## 第6章 会計

第30条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第31条 本会の経費は本会会員の会費、寄付金等をもって支弁する。

2. 研究発表会、講習会等の開催にあたっては、その実費を参加費として徴収することができる。

第32条 会費は、年額で個人会員は3,000円、学生会員2,000円、維持会員は50,000円、特別維持会員は100,000円とし、名誉会員、特別名誉会員はこれを免除する。

附則：第27条、第28条において、会長がやむを得ない事由による欠席と判断した場合は、当該者を理事会および評議員会の成立人員数から除く。

## 第7章 会則変更

第33条 この会則の変更には総会の承認を要する。

## 第8章 補則

第34条 この会則を施行するために必要な細則は、理事会の議決を経て別に定める。

付則 この会則は2011年5月13日から施行する。

## 会長選挙細則

第1条 本細則は、日本膜学会会則第17条に基づき、会長選挙（以下、選挙という）の方法の細則を定めるものである。

第2条 選挙は、会長、副会長、理事、評議員、ならびに監事をもって構成する会長選挙会（以下、選挙会といい、また構成員を選挙人という）において行う。

第3条 選挙会は、会長がこれを招集して座長となる。

第4条 選挙会は、2分の1以上の選挙人が出席するときに成立するものとする。

附則：第4条において、会長がやむを得ない事由による欠席と判断した場合は当該者を選挙人から除く。

第5条 選挙は、次の手続きにしたがって行う投票によるものとし、投票は全て無記名とする。

- (1) 個人会員を対象として、文書により会長選挙の告示を行い、候補者の推薦を単記で求める依頼を全個人会員に行い、2ヶ月以内に推薦された個人会員を、選挙会に推薦数を伏せて候補者として公表し、会長候補とする。
- (2) 選挙人は、個人会員を対象として2名以内の推薦投票を行い、得票者全員を会長候補者として、第1号の会長候補者に加え、全会長候補者とする。なお、各候補者の得票数を公表しないものとする。
- (3) 前号の候補者を対象として3名連記の投票を行い、上位5名の候補者を選出する。なお、各候補者の得票数を公表しないものとする。
- (4) 前号によって選出された5名の候補者を対象として3名連記の投票を行い、上位3名の候補者を選出する。
- (5) 第3号および第4号の投票において、選出数の下位に同点者があるため、選出すべき候補者を確定できないときは、同点者のみを対象として単記の投票を行い、これを確定する。この投票によってもなお同点者があって確定で

きないときは年長者を優先する。

- (6) 3号および第4号の投票において、所定数の連記がされていない投票および同一人を連記した投票は、その投票全部を無効とする。
- (7) 第4号によって選出された3名の候補者を対象として単記の投票を行い、有効投票の過半数を得た候補者を会長とする。
- (8) 前号の投票の結果、過半数の票を得た候補がいなく、上位得票者2名を対象として単記の投票を行い、得票多数の候補者を会長とする。ただし、得票が同数の時は、年長者を会長とする。
- (9) 第7号の投票の結果、1位の候補者の得票が過半数に達せず、かつ下位2名の得票が同数となったときは、この2名のみを対象として単記の投票を行い、1名にしぼる。この投票の結果、得票が同数となったときは、年長者を優先する。

以上によって決定した1名の候補者を1位の候補者に加えて、第8号の投票の対象とする。

第6条 この細則の運用に関し必要な事項は、別に定める。

第7条 この細則による選挙に支障が生じたときの措置は、選挙会が決定する。

## 役員選任細則

第1条 本細則は、日本膜学会会則第17条に基づき、会長、副会長、理事、監事、評議員、顧問の選任について、定めたものである。

第2条 会長は選挙により選出する。その方法は会長選挙細則による。

第3条 副会長は、生体膜、人工膜の分野からそれぞれ

1名を会長が選任する。

第4条 理事は会長が、副会長と協議し選任する。

第5条 監事は、生体膜、人工膜の分野からそれぞれ1名を会長が、副会長と協議し選任する。

第6条 評議員は会長が、副会長と協議し選任する。

第7条 顧問は会長が、副会長と協議し選任する。

## 名誉会員・特別名誉会員選考基準

(1996. 5. 17 制定, 2001. 5. 18 改正, 2007. 5. 11 改正)

1. 名誉会員は、膜懇話会を含めて会員歴30年以上で、日本膜学会の役員（会長、副会長、理事、監事、評議員、顧問および年会組織委員長）経験者で、70歳以上の者とする。

2. 名誉会員のうち、会長など、とくに本会への顕著な寄与のあったものを特別名誉会員とする。

3. 名誉会員、特別名誉会員への推挙は会長によって行われる。

---

## 日本膜学会倫理規定

---

### (前文)

日本膜学会会員は、真理の探究と未踏分野の開拓によって科学技術の革新を生み、人類の幸福と社会の進歩に貢献すべく努力する。

会員は、科学技術が社会ならびに生態系に重大な影響を与えることを深く認識し、自己の知識と技量を人類と自然とを共生させる環境の創製ならびに保全のために用いる。そのために、日本膜学会の会員は、正直でかつ偏らないようにし、法令を遵守し、安全確保をその第一義に置き、情報公開の原則のもと、自らの良心と良識に従い行動せねばならない。

これらの目標を達成するために、会員は、以下に定める倫理綱領を遵守する。

### (綱領)

1. 会員は、その専門職の遂行において、社会の安全、人々の健康、ならびに福利を最優先する。
2. 会員は、専門職に関し、雇用者または依頼者それぞれのために、誠実な代理人あるいは受託者として誠実に行動し、利害関係の相反を回避する。
3. 会員は、自己の専門領域においてのみ業務を行う。
4. 会員は、膜科学・膜技術の社会に対する責務の重要性を認識すると共に、専門知識と経験とを生かして技術の社会的信頼の維持ならびに向上に努める。
5. 会員は、継続的に自己の専門領域の能力向上に努める。
6. 会員は、社会への成果の表明に当たっては、客観的かつ真実に即した方法でのみ行うことにより、膜科学ならびに膜技術の発展に寄与する。
7. 会員は、後進の膜技術者・膜学研究者の指導育成に努める。
8. 会員は専門職の遂行において、環境に対する影響を考慮する。
9. なお、生命・医療研究等に於いてはヘルシンキ宣言に従う。

---

## 投稿規定

---

### 1. 投稿資格

投稿資格については、corresponding authorは原則として日本膜学会会員であることとする。corresponding authorが外国の機関に所属する非会員の場合、および日本人非会員で会員の紹介がある場合、編集委員会で審議し特例としてこれを認める場合がある。

### 2. 投稿原稿の採否

投稿原稿の採否は、編集委員もしくは他の適当な審査員による審査を経て編集委員会で決定する。

### 3. 著作権

「膜」誌に掲載された論文の著作権（既存の、もしくは将来発明・開発されるすべての媒体・手段によって公表・公開する権利ならびに翻訳権を含む）は、日本膜学会に帰属する。従って、外部からの転載または引用の申請があった時は、編集委員会において検討のうえ許可することがある。投稿者は、その著作権の日本膜学会への移転を了承し、著作権譲渡同意書を投稿時に日本膜学会に提出する。なお、版

権譲渡同意書は学会ホームページ ([http://wwwsoc.nii.ac.jp/membrane/copyright\\_J.pdf](http://wwwsoc.nii.ac.jp/membrane/copyright_J.pdf)) に掲載されている。

### 4. 論文の種類と様式

論文は原著論文、技術報文、短報、速報、および総説、解説、講演録、製品と技術のいずれかとする。ただし、総説、解説、講演録、製品と技術は編集委員会からの執筆依頼による。

#### 4.1. 原著論文

- 1) 膜に関する独自性のある他誌に発表されていない論文。
- 2) 原稿の様式は、標題、英文要旨、本文、記号説明、文献、表、図、写真を含めて400字/枚の原稿用紙に換算して24枚以内とする。表、図、写真はそれぞれ1つを原稿用紙1枚として換算する。(刷り上り8ページ以内)

#### 4.2. 技術報文

- 1) 膜ならびに膜の応用に関する技術的なデータ、考察あるいは改良などを内容とし、新しくかつ工学

的に価値ある結論，あるいは事実を含む論文．

2) 原稿の様式は原著論文に準ずる．

#### 4.3. 短報

1) 新しい事実や価値あるデータを含む短い論文．

2) 原稿の様式は標題，英文要旨，本文，記号説明，文献，表，図，写真を含めて400字/枚の原稿用紙に換算して18枚以内とする．表，図，写真については原著論文と同様に換算する．(刷り上り6ページ以内)

#### 4.4. 速報

1) 膜に関する研究で特に顕著な結果が得られ，速やかに発表する必要がある論文．

2) 原稿の様式は，標題，英文要旨，本文，記号説明，文献，表，図，写真を含めて400字/枚の原稿用紙に換算して12枚以内とする．表，図，写真については原著論文と同様に換算する．(刷り上り4ページ以内)

4.5. 総説，解説，講演録，製品と技術については，編集委員会より具体的に指示する．

## 5. 原稿の書き方

### 5.1. 論文題目，著者名

原稿の最初に論文題目，著者名，研究の行われた場所(機関名と所在地)，ならびにそれらの英文を記す．ただし英文著者名はフル表示とし，イニシャルは用いない．

### 5.2. 本文

本文は，文書作成ソフトウェア(原則 Microsoft Word)で電子ファイルとして作成する．

体裁は，A4サイズで800字程度のダブルスペースとする．章，節，項にはそれぞれ1., 1.1., 1.1.1.の見出しをつける．

### 5.3. 表，図，写真

1) 図は明瞭で，そのまま製版できるように作成する．

2) 写真は鮮明なものを使う．ただし，膜誌でカラー写真として掲載を希望する場合には，著者は実費を負担する．

3) 表，図には英文を用いる．また，表，図，写真の標題も英文とし，図，写真については必ず別のページに一括記載する．

4) 引用の場合は原著者の承諾を得，標題中に出所を明記する．

### 5.4. 記号

添字にさらに添字をつけてはならない．

## 5.5. 文献

引用文献は本文中に1)あるいは5~8)の書式で番号を指示し，肩付きで番号を指定する．本文末尾に引用順にすべての文献をまとめるが，その記載形式は次例による．

和文雑誌 1) 炭田康史，宮嶋孝一郎：*Membrane*, 25, 257-263 (2000)

2) 中垣正幸，宮田堅司：*薬学雑誌*，93, 1105-1111 (1973)

和文書籍 3) 木村尚史，大矢晴彦，中尾真一，仲川勤：「膜学実験シリーズ人工膜編」，日本膜学会編，p.19-23，共立出版(1993)

英文雑誌 8) Bartlett M, Bird MR, Howell JA：*J. Membr. Sci.*, 105, 147-157 (1995)

英文書籍 9) Barrer RM：“Diffusion in Polymers”，Crank J, Park GS ed., Chap.

## 5.6. 英文要旨

原著には200語程度の英文のsummaryならびに5語以内の英語のkey wordsをつける．速報には50語以内の英文のsummaryならびに5語以内の英語のkey wordsをつける．key word間は/で区切る．

## 6. 著者校正ならびに別刷

著者校正は再校をもって校了とする．別刷はPDFファイルをメールにて送信する．印刷物の別刷希望は別途実費製作とする．

## 7. 原稿の提出

7.1. 投稿方法は，原則としてメールとしファイル(WordとPDFの両者)を添付するものとする．紙面原稿の場合は，正副3部およびそのファイル(WordとPDF)をインストールしたディスクを郵送するものとする．なお，投稿原稿の電子ファイルはWindowsあるいはMacintosh OS上で作成したものに限り．刷り上り頁の確認のために，templateファイルを用いた原稿作成が望ましい．templateファイルが必要な場合は，ホームページからのダウンロード(<http://wwwsoc.nii.ac.jp/membrane/>)されたい．掲載済みの原稿は，返却しない．

送付先：〒113-0033 東京都文京区本郷5-26-5-702

日本膜学会事務局内

日本膜学会膜編集委員会

phone & fax : 03-3815-2818

電子メール: membrane@mua.biglobe.ne.jp

---

## Contribution Rules for Membrane magazine

---

### 1. Requirements for contributions

Membership of the Membrane Society of Japan is not a prerequisite for submission of research articles. However, for submissions by Japanese correspondents, the author should be a member of the society.

### 2. Acceptance of papers

Papers will be reviewed by members of the Editorial Committee or reviewers who have been selected for their competence/expertise in the subject matter of the submitted paper. Acceptance of the submitted paper will be judged according to scientific merit and suitability for the Journal.

### 3. Copyright

The copyright of every paper published in the Membrane shall be transferred to the Membrane Society of Japan (MSJ). MSJ shall have the right to publish the article in any medium of form, or by any means, now known or later developed. All contributors should agree to the transfer of the copyright to MSJ and provide the Copyright Transfer Form to the Society at the time of the contribution. A Copyright Transfer Form is available for download from our homepage (<http://wwwsoc.nii.ac.jp/membrane/copyright.pdf>)

### 4. Types and format of papers

Papers include: full papers, technical papers, short communications, rapid communications, review articles, perspective articles, lecture notes and product spotlights. Review articles, perspective articles, lecture notes should be provided at the request of the Editorial Committee.

#### 4.1. Full papers

- 1) Full papers are formal presentations of unpublished original research on membranes.
- 2) Generally, they will consist of a maximum of eight printed pages. All manuscripts should be presented on A4 paper double spaced with 18 lines. The maximum number of typed pages is 24, including the title of the paper, abstract, abbreviations, literature cited, figures, tables and photographs. Each figure, table and photograph is equivalent to one typed page. Printed pages should not exceed eight.

#### 4.2. Technical papers

- 1) Technical papers should include innovative data and significant advancements in membrane technology.
- 2) Manuscripts should be prepared in accordance with the format of full papers.

#### 4.3. Short communications

- 1) Short communications are by definition short, but should contain new and scientifically valuable data and facts.
- 2) Manuscripts should be prepared in accordance with the format of full papers. The maximum number of typed pages should not exceed 18 including the title of the paper, abstract, abbreviations, literature cited, figures, tables and photographs. Printed pages should not exceed six.

#### 4.4. Rapid communications

- 1) Rapid communications are brief reports of original research on membranes which have produced remarkable result and require prompt publication.
- 2) Manuscripts should be prepared in accordance with the format of full papers. The maximum number of the typed pages should not exceed 12 including the title of the paper, abstract, abbreviations, literature cited, figures, tables and photographs. Printed pages should not exceed four.

4.5. Selected authors will be commissioned to submit Review Articles, Perspective Articles, Lecture Notes and Product Spotlights by the Editorial Committee.

### 5. Manuscript preparation

#### 5.1. Title and name (s) of author (s)

At the beginning of the manuscript, the title of the paper, the author's name in full, the name of the place where the research was conducted (the name and address of the institution) should be included.

#### 5.2. Main text

The Main text should contain the following sections: Introduction, Experimental Results and Discussion.

#### 5.3. Tables, figures and photographs

Tables should be typed on separate sheets. Figures should be of high quality, black print on a white background. Photographs should be glossy print with sharp contrast. Should the author (s) require color photographs to be included with their article, they will be charged for any additional printing costs incurred.

#### 5.4. Symbols

Subscripts, and superscripts are accepted, but using additional subscripts or superscripts on top of them to further annotate these symbols is not allowed.

#### 5.5. Literature cited

Literature cited should appear at the end of the paper. Each source listed in the text should be accompanied by numbers with superscript. Information should be provided as in the following examples:

Journal 1) Sumida Y, Miyajima K : *Membrane*, 25, 257-263 (2000)

Book 9) Barrer RM : "Diffusion in Polymers", Crank J, Park GS ed., Chap. 6, Academic Press, London (1968)

N.B. Abbreviations of magazines written in English are in accordance with Chemical Abstract.

#### 5.6. Summaries

Summaries should not exceed 200 words for full papers and technical papers, and 50 words for short and rapid communications. Key words are required and should not exceed 5 words. Each key word should be clearly separated from other words with a backslash (/).

#### 6. Proof-readings and reprints

Author (s) must proofread galley. Authors can obtain a PDF file in place of the printed pages free of charge. Author (s) who need reprints of their article have to purchase a minimum of 10 pieces at the stipu-

lated price, and will be able to order after the corrected galley proofs have been sent to the Editorial Committee of Membrane.

#### 7. Submitting manuscripts

Both MS Word drafts and PDF files of a manuscript should be submitted by e-mail addressed to: membrane@mua.biglobe.ne.jp. Should author (s) prefer to submit a hard copy, one original and three copies should be sent with both a cover letter and a digital manuscript file (CD or floppy disk) to the Editorial Committee of the journal at the address listed below. Manuscripts should be prepared using Windows or Macintosh OS. In addition, it is desirable that manuscripts should be made using our template file, since in that way the format of the printed pages can be confirmed. (A template file for camera-ready format is available at the web-site at [http://wwwsoc.nii.ac.jp/membrane/index\\_e.html](http://wwwsoc.nii.ac.jp/membrane/index_e.html))

Manuscripts of the previously published articles will not be returned to the author (s).

Manuscripts should be sent to:

The Editorial Committee of Maku (Membrane)

The Membrane Society of Japan,

5-26-5-702 Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo 113-0033,  
Japan

Telephone & Fax : +81-3-3815-2818

e-mail : membrane@mua.biglobe.ne.jp

### ホームページアドレス変更のお知らせ

4月から日本膜学会のホームページが「(<http://www.maku-jp.org>)」に変わります。詳しくは次号でお知らせいたします。

### 会費・会誌購読料納入のお願い

日本膜学会の学会運営は会員の皆様の会費を原資としております。

本年の学会活動を開始するにあたり、平成24年度の会費ならびに「膜」誌購読料の納入をお願い申し上げます。会報のみの会員の方には、ぜひとも会誌購読のご検討をお願い申し上げます。

**年会費** 個人会員 3,000円  
維持会員 50,000円：特別維持会員 100,000円  
会誌購読年間 12,500円

**納入方法** 振替：00100-2-46574 日本膜学会膜編集委員会  
銀行振込：みずほ銀行 本郷支店 普通口座 0961801 日本膜学会  
銀行振込の場合は手数料をご負担いただいております。